

# 成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する 関係府省庁連絡会議（第4回）

第1 日時 令和2年7月17日（金） 自 午後3時00分  
至 午後3時34分

第2 場所 法務省（Web開催）

## 議 事

○小出民事局長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議を開催いたします。

本日は議長の命によりまして、私、法務省民事局長の小出が司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、ウェブ会議の形での開催となっておりますので、御発言いただく際には、マイクをオンにさせていただいた上で発言いただき、発言いただいた後は、ハウリングを防ぐためにマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

まず初めに、本連絡会議の開催に当たりまして、議長であります森法務大臣からの御挨拶を予定しておりましたが、森法務大臣が急遽本連絡会議への出席が困難となりましたため、義家法務副大臣より御挨拶を代読させていただきます。

副大臣、よろしくお願いいたします。

○義家法務副大臣 本日の成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

成年年齢引下げを内容とする改正法が施行される令和4年4月まで、残り1年9か月となりました。関係府省庁の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という不測の事態の中、成年年齢引下げの環境整備の施策に取り組んでいただいていることに感謝を申し上げます。

成年年齢引下げに向けた環境整備の施策の推進を図るため、関係府省庁相互の密接な連携、協力を確保することを目的とする本会議も、今回で4回目を迎えました。本日の会議においては、環境整備の各施策について、これまでの成果を御報告いただき、また、今後の取組予定について御説明していただいた上で、工程表を改訂することが予定されております。2年前に成立した改正法の施行準備期間は、ちょうど折り返し地点を過ぎたところであり、これから施行までの各年度は、これまでに増して重要なものとなります。これまでの2年間で各省庁において取り組んできた各施策は、着実に進展しているものと思っておりますが、今後は国民各層に施策の内容及び効果をより実感してもらうという観点も留意しながら、その遂行に当たっていただくことが重要であると考えております。

令和4年4月の施行日に向けて、今後も改訂後の新しい工程表に従い、関係府省庁が連携しつつ、一丸となって取り組んでいきたいと考えておりますので、引き続きの御協力をよろしくお願いいたします。

○小出民事局長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りますが、これに先立ちまして、まず、連絡会議の構成員の変更についてお諮りしたいと思います。

資料1を御覧ください。

金融庁の組織変更により、本連絡会議の構成員を、総括審議官から総合政策局長に変更したいと思います。

本件について御異議ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○小出民事局長 御異議がないようでございますので、資料1に記載のとおり、申し合わせた

こととさせていただきたいと存じます。

続きまして、成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議等の開催経緯につきまして、幹事会及び成人式分科会の座長であります、当省民事局参事官の笹井より御説明させていただきます。

○**笹井民事局参事官** 議長決定により、幹事会、成人式の時期や在り方等に関する分科会の座長を務めております、法務省民事局参事官の笹井と申します。

昨年に開かれた第3回の親会以降の幹事会と成人式分科会における取組について、御説明いたします。

まず、資料2、「関係府省庁連絡会議等の開催経緯」の裏面を御覧ください。

今年度におきましては、持ち回りの形で第5回幹事会を開催し、法務省から、昨年度に実施した若者との意見交換会において得られた意見や、成年年齢引下げの浸透度調査の結果を御報告いたしました。その上で、昨年度と同様、令和2年度の工程表について、関係府省庁において改訂していただき、これを基に工程表の改訂案を取りまとめました。ここで取りまとめたものが、本日の資料4-1及び4-2でございます。

次に、成人式分科会について、資料2に記載しておりますとおり、これまで8回の会議を開催し、本年3月に報告書を取りまとめました。本日の資料3として配付したものが、取りまとめた報告書でございます。この報告書は、政府として、成人式の在り方等について何らかの統一的な指針を示すものではありませんが、各自治体が成年年齢引下げ後の成人式の在り方等を検討するに当たって参考としていただくため、分科会において実施したヒアリング、自治体向けアンケート等を通じて収集した情報を取りまとめたものでございます。

この報告書は、法務省ウェブサイトに掲載されているほか、全国の自治体に対する情報発信として、市町村の関係部局にメールで送信をしております。

私からは以上でございます。

○**小出民事局長** 引き続きまして、成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議工程表の改訂について、御説明いたします。

お手元の資料4-1と4-2を御覧ください。

これらは、いずれも本日時点での関係府省庁の施策の実績と今後の目標を記載する形で改訂された工程表でございます。このうち、資料4-1は、2019年6月17日時点の工程表からどのように変更されたかが分かるよう、見え消しとなっているもの、資料4-2は、これらの変更を反映させたものとなっております。

これらの改訂された工程表に関連しまして、テーマごとに関係府省庁からその施策の実績と今後の目標について御説明をお願いしたいと存じます。

まず、「若年者の消費者教育、消費者保護」につきまして、消費者庁から御説明をお願いいたします。

○**消費者庁** 消費者庁でございます。

高等学校等における消費者教育の推進につきまして、資料5により御説明をさせていただきます。

アクションプログラムの関係4省庁におきまして、2018年度から2020年度までの集中強化期間の2年目に当たる2019年度の施策の進捗状況を、7月14日に申合せを

いたしました。高等学校等における消費者教育教材「社会への扉」等を活用した実践的な授業の実施につきましては、各都道府県の努力により、前年度を相当程度上回る実績となっております。

2019年度の活用実績が、2ページ目の表1でございます。域内の70%以上の高等学校等で授業を実施した都道府県数は28となっており、注2に記載のとおり、前高等学校等の活用実績では、67%となっております。

その下、表2でございますように、国公立の高等学校等に限れば、域内の70%以上の高等学校等で授業を実施した都道府県数は38となっており、高等学校等数で見ると、79%の活用実績となっております。

一方、私立の高等学校等や特別支援学校につきましては、前年度を上回る実績とはなっておりますが、これらの学校における取組を広げていくことが、引き続き課題となっております。

このほか、消費者教育コーディネーターの育成、配置、促進、教員に対する講習、研修等についても、独立行政法人国民生活センターにおいて研修を実施する等、着実に取組を進めております。

今年度においても、関係省庁の皆様と連携して取組を進めてまいります。引き続きよろしくお願いいたします。

○小出民事局長 ありがとうございます。

次に、「与信審査」につきまして、金融庁監督局、経済産業省商務・サービス審議官から、順次御説明をお願いいたします。

○金融庁 金融庁監督局でございます。

私からは、項目番号12の「貸金業における貸付・信用供与の健全性確保」について御説明いたします。

若年者は一般的に収入が少ないことから、貸金業法上の総量規制によりまして、おのずと貸付け可能な金額も少なくなります。このため、貸金業法の諸規定が遵守されるということが、若年者に対する過大な貸付けを未然防止する上で重要でございまして、当局の検査・監督、それから日本貸金業協会の監査を通じまして、その遵守状況を確認しております。

貸金業者によります自主的な取組を推進していくことも重要だと考えておりまして、貸金業協会においてアンケート調査を実施しているところでございます。金融庁といたしましても、協会と協力・連携いたしまして、調査結果を検証するなど、効果的な取組の推進を図ってまいります。

私からは以上でございます。

○経済産業省 経済産業省商務・サービスグループでございます。お世話になります。

クレジット分野における若年層対策でございますけれども、まず、工程表の2020年度、21年度の右側の欄でございますとおり、まず、しっかり若年者に対する適切な与信審査を行っていくということで、過剰与信を防止していくということが重要でございますので、これにつきましては、割賦販売法に基づきまして、着実な取組を行ってまいりたいということでございます。

また、当時に、現在までの取組にも書いてございますけれども、若年者に対する普及啓発

活動を、これもしっかりやっていきたいということでございます。日本クレジット協会が中心となりまして、この若年者に対する、細かくは現在までの取組に書いてございますけれども、相当きめ細かくこれまでも普及啓発活動をやってまいりましたので、このところはしっかりやっていきたいということでございます。

また、金融庁さんの貸金のところと同様に、事業者の取組という状況を把握するために、しっかり実態調査をして、その取組事例などを検証、講評した上で、そのフィードバックを事業者に対して行いまして、効果的に全体で取組が進むようにやっていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○小出民事局長 どうもありがとうございました。

続きまして、若年者自立支援につきまして、内閣府政策統括官、文部科学省総合教育政策局、厚生労働省子ども家庭局、内閣府男女共同参画局の順に御説明をお願いいたします。

○内閣府 失礼いたします。内閣府の青少年担当でございます。

工程表の若年者自立支援についての中の「困難を有する子ども・若者への支援の推進」のうち、項目番号の18番を御覧ください。子ども・若者育成支援推進法を踏まえた地方公共団体における「子ども・若者支援地域協議会」及び「子ども・若者総合相談センター」の設置の推進について、御説明をいたします。

内閣府では、若年無業者やひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を要する子供・若者の自立を支援するための取組としまして、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関、団体により構成される「子ども・若者支援地域協議会」の設置を推進するとともに、子供・若者に関する様々な相談を一元的に受けられるワンストップの相談窓口である、「子ども・若者総合相談センター」の体制整備や機能向上を支援しております。

令和2年3月31日現在でございますが、126の地域に「子ども・若者支援地域協議会」が、92の地域に「子ども・若者総合相談センター」が、それぞれ設置されております。

本年度以降につきましても、引き続き地方公共団体における協議会及びセンターの設置並びにこれらの機能や連携の強化を推進してまいります。

青少年担当関係は以上でございます。

○文部科学省 続きまして、文部科学省総合教育政策局でございます。

資料4-1、4ページの中ほど、番号14につきましては、昨年度は担当指導主事の連絡協議会におきまして、施策の周知を図ったところでございます。

続きまして5ページ、上段から二つ目、項目番号19でございますが、引き続き配置拡充を進めまして、平成30年度には、スクールカウンセラーを約2万5,000校、スクールソーシャルワーカーを約7,000中学校区に配置したものでございます。

次の項目番号20につきましては、家庭教育支援チーム設置箇所が、昨年度に約1,000か所になりました。引き続き拡充を取り組んでまいります。

二つ項目を飛びまして、23につきましては、これまでの取組に加えまして、PTAと連携した全国大会での周知活動を行いました。さらに、今年度には、主権者としての意識等を育むための効果的な授業の検証を行うこととしています。

24につきましては、モデル授業例の公開や教員向けの法教育セミナーの開催などにつき

まして、引き続き法務省と協力をしながら、法教育の実践拡大を図ってまいります。

以上でございます。

○厚生労働省 厚生労働省でございます。

項目番号は15番から17番まで、それから21番、22番になります。まとめて、私の方から御説明をいたします。

厚生労働省では、経済的に厳しい状況にある子どもへの支援とともに、若者のキャリア形成支援等を行っております。具体的には、昨年度見直しを行いました子どもの貧困対策に関する大綱などに基づきまして、関係府省と連携をしながら、ひとり親家庭や生活困窮者世帯の子ども等への支援、例えば、子どもの居場所づくりですとか学習支援、あるいは児童養護施設等を退所した児童等に対する自立支援などの支援を行うとともに、ニート、フリーター等の若者のキャリア形成支援、あるいは学生アルバイトの労働条件確保対策、労働法に関する教育、周知、啓発などを進めているところでございます。

令和4年4月の施行に向けて、引き続きこれらの施策のより一層の推進を通じて、若者の自立支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○内閣府 内閣府男女共同参画局でございます。

項目番号25でございます。アダルトビデオ出演強要問題に関する対策の推進でございます。

この問題につきましては、現在の取組に書いてございます関係府省対策会議で取りまとめられました、今後の対策に基づく取組を着実に推進しているところでございます。本年4月の被害防止月間におきましては、ターゲットである若年層に広く届くように、啓発ポスターの作成やラジオ、SNSを始めとする各種媒体を活用した広報活動を実施したところでございます。

なお、来年からは、若年層の性暴力被害予防のための月間といたしまして、AV出演強要問題の更なる啓発に加えまして、若年層の様々な性暴力に関する予防啓発等を行うことといたしております。

以上でございます。

○小出民事局長 ありがとうございます。

次に、改正民法の周知活動及び成人式の時期や在り方について、法務省民事局から御説明させていただきます。

まず、項目番号26でございます。成年年齢引下げの国民への浸透度等の調査についてでございます。

平成30年12月に、内閣府において成年年齢の引下げに関する世論調査を実施していただいたところですが、今年の3月には、16歳から22歳の年齢層と子供がいる40歳から59歳の年齢層の合計1,200名を対象として、成年年齢引下げの認知度や環境整備の施策に関する意識等についてのフォローアップ調査を実施いたしました。その結果といたしまして、平成30年の世論調査と同様、成年年齢が引き下げられることについては、高い認知度が示されましたが、成年年齢引下げ後の各種年齢制限など、十分に認知されていないものも見られまして、今後の周知に当たりましては、認知度の低いこれらの項目について、重点的により分かりやすく周知していく必要があるものと考えております。

また、環境整備の取組に関する意識については、関係府省庁において、環境整備の施策を着実に推進していただいたことで、「とても評価できると感じる」、「評価できると感じる」と答えた方の割合が約45%でございまして、「評価できないと感じる」、あるいは「全く評価できないと感じる」と答えた方の割合である約22%を上回りましたが、令和4年の施行に向けて、更なる環境整備の施策の推進が必要なものと考えております。

この浸透度調査の結果の詳細につきましては、幹事会においても御紹介しておりますし、法務省のホームページにも掲載しておりますので、各種の施策に取り組むに当たりまして、御参考にしていただければと思います。

次に、具体的な周知活動の内容について御報告いたします。項目番号27、28を御覧いただきたいと思っております。

昨年度における成年年齢引下げの具体的な周知活動といたしましては、法務省の担当者が全国の中学、高校を訪問するなどして、若者との意見交換を行ったり、成年年齢引下げをテーマとした動画やテレビ番組等の制作、また成年年齢引下げに関する情報を発信するSNSの開設など、若年者に浸透する周知の施策を実施してまいりました。また、昨年度に引き続きまして、成年年齢引下げをテーマとしたポスターコンテストなどの、参加型の周知活動にも取り組んでまいりました。

今年度は、周知活動の方法につきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた配慮が必要でありまして、そのような観点から、幹事会で御承認いただいた工程表内の今年度の取組について、若干修正をさせていただいておりますが、インターネットを活用するなどして、引き続き実効的な周知活動に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、項目番号29、成人式の時期や在り方等についてでございます。

先ほど、民事局参事官からの報告にもございましたが、昨年度は、成人式分科会において、全国の市町村を対象として成年年齢引下げ後の成人式の対象年齢や実施時期に関するアンケート調査を実施したほか、成人式を実施する市町村の関係者からヒアリングを行いました。本年3月には、これらの分科会において収集した情報を、資料3の報告書に取りまとめ、全国の市町村に対して情報発信を行いました。

今後も、成人式の実施に関するフォローアップ調査の実施など、必要に応じて全国の自治体に対する情報発信の施策を進めたいと考えております。

法務省民事局からの説明は以上でございますが、ただいま関係府省庁の御説明も含めまして、それぞれのテーマにつきまして、関係各省庁から御説明を頂きましたが、これらの御説明につきまして、何か御意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日お配りした資料4-1あるいは4-2のとおり、工程表が改訂されたものとさせていただきますと思います。

最後に、副議長であります藤井内閣官房副長官補から御挨拶を頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**○藤井内閣官房副長官補** 副長官補の藤井でございます。

成年年齢の引下げについては、第1回の連絡会議の開催以降、関係府省庁の御協力を賜りつつ、環境整備のための施策が推進されてきました。令和4年4月1日の施行まで2年を切ったところです。本日の会議において、工程表が改訂されたところですが、今後もこ

れまでの本連絡会議の取組を踏まえ、成年年齢の引下げの環境整備のための施策が十分な効果を発揮するよう、関係府省庁が連携して取り組む必要があります。

成年年齢の引下げの環境整備の取組が推進され、施行に向けて、国民の皆様に成年年齢の引下げの意義を理解してもらい、実感していただけるよう、御協力をお願いいたします。

○小出民事局長 どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして、本日の成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。

—了—